



2014年2月14日

チケットガード少額短期保険株式会社
代表取締役社長 香月 隆寛

日本初！新商品「旅行キャンセル費用補償保険」の販売開始のお知らせ

チケットガード少額短期保険株式会社は本年2月中に、急な病気やけがで航空機等に搭乗できなかった場合にキャンセル料を保険金として支払う新商品「旅行キャンセル費用補償保険」の発売を開始します。

本商品はキャンセル料を保険金として支払う保険商品としては、単独では日本初(※)となるものであり、新進気鋭の航空会社であるPeach Aviation株式会社(本社:大阪府泉佐野市、代表取締役 CEO 井上慎一氏、以下「Peach」)を保険代理店として販売いたします。

なお、Peachで販売する新商品の呼称は「Peachチケットガード」となります。

(※)2014年1月当社調べ

【背景と目的】

昨今LCC(ローコストキャリア)の台頭に伴い、航空チケット等のキャンセル料を補償して欲しいというお客様のニーズを受けて、今般「旅行キャンセル費用補償保険」を開発し、日本の航空業界初の試みとしてPeachが本保険商品を販売することとなりました。

LCCの航空チケットはキャンセルできないものもあり、本保険商品の販売によってお客様が更に安心して航空チケットを購入できるようになり、航空旅客数やひいては各種旅行客数の増加につながるものと考えます。

また航空チケットのキャンセル保険は、海外では一般的に知られており、当社のグループ会社では欧州各国、米国、カナダ、シンガポール等で同様の保険商品を販売しており、当社はグループ会社が海外で培ったノウハウを活かしつつ、日本のLCC市場および旅行市場の拡大に寄与して参ります。

【本保険商品の保険金のお支払い事例】

下記のような事由で、予定していた航空機等に搭乗できなくなった場合、払い戻されなかった航空チケット代金等(キャンセル料)を保険金としてお支払いいたします。

なお、本保険商品の概要は別紙または当社HP(<https://www.ticketguard.jp>)をご覧くださいませよう願いたします。

- (1)ご自身が病気となり、航空機に搭乗できなかった。
- (2)同乗予定の妻が病気となり、ご自身も航空機の搭乗を取り止めた。
- (3)仕事で宿泊を伴う出張を命じられ、ご自身が予定していた航空機の搭乗を取り止めた。
- (4)親が急に入院し、ご自身が予定していた航空機の搭乗を取り止めた。等々

以上

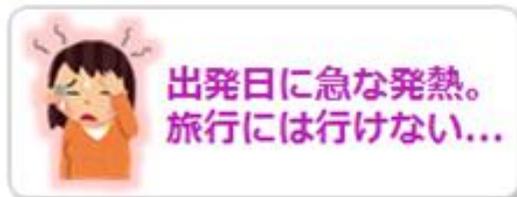
チケットガード少額短期保険株式会社

<http://www.ticketguard.co.jp>

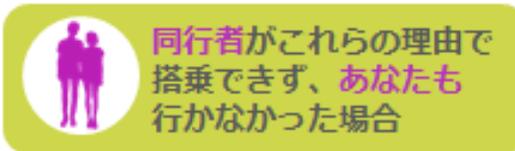
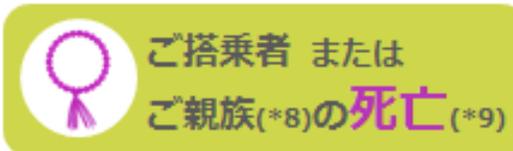
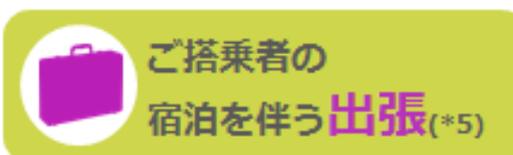
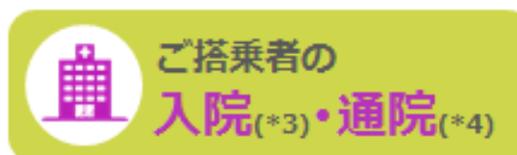
〒140-0002 東京都品川区東品川4丁目12番8号 品川シーサイドイーストタワー 2階

旅行キャンセル費用補償保険「チケットガード」の概要

● こんな時に備えて



● 主なお支払の対象となる事由



(*1) キャンセル料とは航空会社等に支払った旅行代金のうち搭乗できなかった場合に払い戻されない費用をいいます。(*2) 全ての場で保険金をお支払するものではありません。(*3) 搭乗日に入院期間がかかっている場合、もしくは搭乗日から遡って 30 日以内に 3 日以上入院した場合はさします。(*4) 搭乗日またはその前後 1 日以内に医師の診察を受けた場合はさします。(*5) 国内外への業務出張 (*6) 2 時間以上の遅延または運休・欠航 (*7) 搭乗日に入院期間がかかっている場合はさします。(*8) 配偶者または 3 親等以内の親族 (*9) 親族の場合、搭乗日から遡って 7 日以内に死亡した場合はさします。
※本記載は概要です。ご契約にあたっての必要な情報を全ては記載していません。保険金をお支払しない場合等、お客様にとって不利益となる事項やその他の注意事項について、必ず「[重要事項説明書](#)」および「[約款](#)」をよくお読みください。